第４節　定款変更

更生会社の定款を、別表５記載のとおり変更する。

第５節　役員の選任等

１．役員の選任及び退任

⑴　取締役の選任

取締役は３名選任し、１名は澤田秀雄とし、残る２名は裁判所の許可を得て管財人が選任する。

⑵　監査役の選任

監査役は、裁判所の許可を得て管財人が選任する。

⑶　代表取締役の選定

澤田　秀雄（東京都渋谷区松濤１丁目７番26号）

⑷　現役員の退任

現役員は、変更更生計画認可決定の時をもって、すべて退任する。

⑸　会計監査人の選任

会計監査人は、裁判所の許可を得て管財人が選任する。

２．役員の任期等

⑴　任期

上記により選任された役員の任期は、変更更生計画の認可決定日から１年間又は変更更生計画の認可決定日から１年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までの、いずれか短い期間とする。

⑵　役員の変更、補充若しくは増員又は改選

更生手続終結までの間に、役員の変更、補充若しくは増員又は改選の必要が生じたときは、裁判所の許可を得て、管財人が選任又は選定をする。

変更又は補充により選任又は選定された役員の任期は、前任者と同一期間とし、増員により選任又は選定された役員の任期は、他の役員と同一期間とする。

⑶　役員の報酬等

役員の報酬等（会社法第361条１項にいう「報酬等」をいう）は、変更更生計画認可決定後、会社更生法第72条４項前段の規定による裁判所の決定に基づき、役員がその権限を回復している期間に限り、同法第66条２項の規定により、裁判所の許可を得て、管財人が決定する。

第６章　その他の事項（省略）

第７章　原更生計画の取扱い

本変更更生計画案により変更する部分以外は、原更生計画の定めによる。

別表１から５まで添付省略

東京地方裁判所民事第８部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２２年（再イ）第１号

秋田県にかほ市象潟町字４丁目塩越161番地１

再生債務者　門田　孝一

１　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成22年４月16日まで

４　一般異議申述期間　平成22年４月30日から平成22年５月14日まで

秋田地方裁判所本荘支部再生係

平成２２年（再イ）第１１号

群馬県吾妻郡草津町大字草津13番地44　ハイクレスト草津２―403

再生債務者　南弦三郎こと　塩山弦三郎

１　決定年月日時　平成22年３月19日午前10時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成22年４月16日まで

４　一般異議申述期間　平成22年４月30日から平成22年５月21日まで

前橋地方裁判所民事部

平成２１年（再イ）第１９３号

千葉県松戸市高塚新田638番地の68

再生債務者　越路　　武

１　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成22年４月16日まで

４　一般異議申述期間　平成22年４月23日から平成22年５月７日まで

千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（再イ）第３７号

千葉県柏市大室1253番地の１

再生債務者　西川　量通

１　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成22年４月16日まで

４　一般異議申述期間　平成22年４月23日から平成22年５月７日まで

千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（再イ）第３８号

千葉県松戸市平賀148番地の２　シーアイハイツ北小金Ⅰ棟201号

再生債務者　石部　　純

１　決定年月日時　平成22年３月19日午後１時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成22年４月16日まで

４　一般異議申述期間　平成22年４月23日から平成22年５月７日まで

千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（再イ）第３９号

千葉県柏市豊四季141番地61アンビシャス豊四季506号

再生債務者　角田　　航

１　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成22年４月16日まで

４　一般異議申述期間　平成22年４月23日から平成22年５月７日まで

千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（再イ）第２４２号

神奈川県茅ヶ崎市中海岸２―５―５―411

再生債務者　星野　尚己

１　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成22年４月16日まで

４　一般異議申述期間　平成22年４月30日から平成22年５月21日まで

東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（再イ）第２５５号

東京都武蔵野市吉祥寺東町２―12―15

再生債務者　海老原則子

１　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成22年４月16日まで

４　一般異議申述期間　平成22年４月30日から平成22年５月21日まで

東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（再イ）第３１８号

東京都港区港南３―４―８―613

再生債務者　坂本　　純

１　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成22年４月16日まで

４　一般異議申述期間　平成22年４月30日から平成22年５月21日まで

東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（再イ）第３６５号

東京都世田谷区経堂２―５―15―501

再生債務者　松井真一郎

１　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成22年４月16日まで

４　一般異議申述期間　平成22年４月30日から平成22年５月21日まで

東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（再イ）第６３号

横浜市瀬谷区橋戸２丁目15番地13　エリザベス藤401

再生債務者　髙橋　　真

１　決定年月日時　平成22年３月19日午前10時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成22年４月16日まで

４　一般異議申述期間　平成22年４月30日から平成22年５月７日まで

横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（再イ）第１２号

新潟県新潟市北区朝日町４丁目８番８号

再生債務者　市川修一郎

１　決定年月日時　平成22年３月19日午前10時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成22年４月16日まで

４　一般異議申述期間　平成22年４月30日から平成22年５月21日まで

新潟地方裁判所民事部